

資本・人的関係による入札への参加制限について

岬町総務部総務課

標題のことにつきまして、岬町では今後入札参加者間に入札の適正さが確保できないと認められる資本関係又は人的関係がある場合には、以下のとおり一定の参加制限を行っていますので、遺漏のないようにお願いいたします。

この取扱いは、国の通達に基づき、国土交通省の出先機関において運用している扱いと同様のことを岬町においても適用するものです。

記

1. 対象とする案件

岬町が発注するすべての入札案件

※ 随意契約は対象外とします。

2. 適用する時期

平成23年8月1日以降に公告又は指名通知を行う案件より適用

3. 制限の内容

次の場合は、その対象となる者について同一入札への参加を認めません。

- (1) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社という。以下同じ。）とその子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (3) 一方の会社の役員（執行役員、監査役、監事及び事務局長を除く。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (4) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- (5) その他上記(1)から(4)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
(例) ① 個人事業主が他の会社の議決権の総数の50/100以上を保有している場合
② 個人事業主が他の会社の役員となっている場合
③ 岬町入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を兼ねている場合
※ 上記（例）は代表的な事例を示しています。これらに類似する場合も同一入札への参加を制限する場合があります。

4. 基準に該当する場合の取扱い

基準に該当する場合は、この制限の対象となるすべての参加者について、該当案件への入札参加を認めません。

5. 入札の取扱い

本基準に該当する二者以上から入札があった場合は、該当する者の行った入札を無効とします。

6. 留意事項

入札参加者の関係が本基準に該当する場合に、本基準に対応する目的で入札を辞退する者を決めるために当事者間で連絡をとることは、差し支えないものとします。万が一、今回指名している業者間に参加制限に該当する事由があれば、事前にどちらかの辞退届を提出してください。

7. 暴力団等の排除の関係

岬町暴力団等の排除に関する条例制定に基づく『岬町の契約からの暴力団排除措置要綱』の規定により、契約時に、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨を表明した誓約書（元請、下請業者の双方）の提出が義務付けられています。

不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

岬町 総務部 総務課 情報法制係
TEL : 072-492-2721（直通）

以 上